

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問 日：平成 28 年 7 月 21 日（諮問第 124 号）

答申 日：平成 29 年 3 月 30 日（答申第 101 号）

内 容：「訴状および書証の作成に係る起案等の文書」の公文書非公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 28 年 4 月 26 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 訴状（平成 27 年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）関係文書（注：書証を除く）

・訴状（平成 27 年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）作成・行使に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書およびその付属文書としての訴状（書証を除く）

請求 2 訴状（平成 27 年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第 9 号証の 5（（合成）現場写真）

(1) 甲第 9 号証の 5（（合成）現場写真）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

(2) 甲第 9 号証の 5（（合成）現場写真）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求 3 訴状（平成 27 年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第 9 号証の 6（（合成）現場写真）

(1) 甲第 9 号証の 6（（合成）現場写真）の作成に関する起案・供覧・決裁の過

程を明らかにする文書

- (2) 甲第9号証の6（（合成）現場写真）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求4 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第9号証の7（（合成）現場写真）

- (1) 甲第9号証の7（（合成）現場写真）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

- (2) 甲第9号証の7（（合成）現場写真）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求5 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第9号証の16（撮影位置図）

- (1) 甲第9号証の16（撮影位置図）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

- (2) 甲第9号証の16（撮影位置図）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求6 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第10号証（現況平面図）

- (1) 甲第10号証（現況平面図）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

- (2) 甲第10号証（現況平面図）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求7 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第11号証（現況立面図）

- (1) 甲第11号証（現況立面図）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

- (2) 甲第11号証（現況立面図）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求8 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第16号証（保管義務違反通知書：滋賀県県営住宅管理センター 平成25年5月31日作成）

- (1) 甲第16号証（保管義務違反通知書：滋賀県県営住宅管理センター 平成25年5月31日作成）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

- (2) 甲第16号証（保管義務違反通知書：滋賀県県営住宅管理センター 平成25年5月31日作成）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求9 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第17号証（原状回復勧告書：滋賀県営住宅管理センター 平成25年7月22日作成）

(1) 甲第17号証（原状回復勧告書：滋賀県営住宅管理センター 平成25年7月22日作成）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

(2) 甲第17号証（原状回復勧告書：滋賀県営住宅管理センター 平成25年7月22日作成）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求10 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第18号証（原状回復最終催告書：滋賀県営住宅管理センター 平成25年9月2日作成）

(1) 甲第18号証（原状回復最終催告書：滋賀県営住宅管理センター 平成25年9月2日作成）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

(2) 甲第18号証（原状回復最終催告書：滋賀県営住宅管理センター 平成25年9月2日作成）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求11 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第19号証（滋賀県営住宅入居者の保管義務違反について 平成25年9月2日作成）

(1) 甲第19号証（滋賀県営住宅入居者の保管義務違反について 平成25年9月2日作成）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

(2) 甲第19号証（滋賀県営住宅入居者の保管義務違反について 平成25年9月2日作成）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求12 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第20号証（原状回復催告書 平成26年8月26日作成）

・甲第20号証（原状回復催告書 平成26年8月26日作成）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求13 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第21号証（原状回復催告書 平成26年8月26日作成）

・甲第21号証（原状回復催告書 平成26年8月26日作成）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求14 訴状（平成27年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する書証関係文書：甲第25号証（原状回復催告書 平成26年9月24日作成）

・甲第25号証（原状回復催告書 平成26年9月24日作成）を訴状の書証として

行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

請求 15 訴状（平成 27 年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する証拠説明書
（平成 27 年 1 月 27 日作成）

(1) 訴状（平成 27 年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する証拠説明書（平成 27 年 1 月 27 日作成）の作成に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

(2) 訴状（平成 27 年〇月〇日 大津地方裁判所 〇〇第〇号）に関する証拠説明書（平成 27 年 1 月 27 日作成）を訴状の書証として行使することに関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書

2 実施機関の決定

平成 28 年 5 月 11 日、実施機関は、本件公開請求に対して、弁護士相談に係る復命書および関係資料等を特定の上、当該文書が条例第 6 条第 1 号および第 6 号の非公開情報に該当することおよび請求のあった文書の一部が存在しないことを理由として、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 28 年 5 月 26 日、審査請求人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

非公開とされた文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

(1) 対象公文書の不存在について

本件公開請求に係る対象公文書は、存在しなければならないものである。

(2) 対象公文書の非公開について

〇〇〇〇は、滋賀県営住宅の入居者であり、県営住宅に係る工作物等撤去および植栽等請求訴訟（以下「県営住宅関係訴訟」という。）の被告として裁判を受ける権利を有する者である。実施機関は、原告として提訴したのであるから、被告に対して説明責任を有するものである。

したがって、実施機関が、「これを公開することは、原告として、対等な立場で訴訟を遂行できず」と主張していることは詭弁、虚言である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 対象公文書について

本件公開請求に対して特定した公文書は、実施機関が訴訟を提訴するにあたり、訴訟の対処方針や訴状および書証の作成等について、顧問弁護士と検討、協議を行った内容をまとめたものである。

3 非公開理由について

(1) 非公開部分の非公開情報該当性について

ア 条例第6条第1号該当性について

個人の氏名および住所等は、条例第6条第1号に該当するものである。

イ 条例第6条第6号該当性について

弁護士相談の復命書、供覧文書および決裁文書等は、増築等の定義についての協議内容、訴状および書証に係る意思形成過程の情報が記載されているものである。これらを公開すれば、実施機関は、原告として被告と対等な立場で訴訟を遂行することができず、今後の訴訟の行方に甚大な影響があると考えられる。

(2) 対象公文書の不存在について

請求2(1)、請求3(1)、請求4(1)、請求5(1)および請求15(1)に係る文書については、弁護士により作成されており、その作成過程において実施機関からの指示や弁護士からの送付文書等はないため、不存在を理由に非公開とした。

書証案の作成については、実施機関内での決裁等は経ておらず、弁護士の判断で行われたものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄

与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、県営住宅関係訴訟に係る訴状および書証について、その作成に至る過程が分かる文書の公開が求められたものであると解される。

実施機関は、本件公開請求に対して、別表2のとおり、条例第6条第1号および第6号を理由に対象公文書を非公開とするとともに、請求2(1)、請求3(1)、請求4(1)、請求5(1)および請求15(1)については、対象公文書が不存在であるとしているものであるが、審査請求人はこれらの公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 非公開部分の非公開情報該当性について（文書1から文書11）

ア 条例第6条第1号該当性について

(ア) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報等については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書においては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報などは、非公開情報から除外することとしている。

(イ) 非公開部分の条例第6条第1号該当性について

実施機関は、本件対象公文書に記載された個人の氏名および住所等は、特定の個人を識別することができるものであり、非公開情報であると主張している。

しかしながら、県営住宅関係訴訟の被告の氏名および住所については、滋賀県議会会議録や滋賀県議会議案書において既に公にされており、何人でも知り得る状態に置かれているものであると認められる。

したがって、県営住宅関係訴訟の被告の氏名および住所は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

イ 条例第6条第6号該当性について

(ア) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

また、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(イ) 非公開部分の条例第6条第6号該当性について

当該文書については、平成29年3月30日付け答申第98号に係る調査審議の対象となっており、既に当審査会としての判断を行っているものである。

当審査会は、同答申において、弁護士相談に係る復命書および関係資料ならびに訴状案は条例第6条第6号に該当するが、その余の文書は同号に該当しないものと判断しており、本件においても当該判断を変更する理由はない。

したがって、文書8から文書10および文書11のうち訴状案を除いた部分は、条例第6条第6号に該当しないものであるが、その余の情報は同号に該当するものであると認められる。

(2) 対象公文書の不存在について（請求2(1)、請求3(1)、請求4(1)、請求5(1)および請求15(1)）

審査請求人は、本件対象公文書は存在しなければならないものであると主張している。

しかしながら、実施機関の説明によれば、県営住宅関係訴訟に係る書証の作成等については、訴訟代理人である弁護士に一任されていたとのことであり、必ずしも作成過程が分かる文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理であるとまでは言えない。また、実施機関の当該主張を覆すに足る証拠も見当たらないものである。

したがって、本件公開請求に対し、対象公文書の一部が不存在であるとした実施機関の決定は妥当であると認められる。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成28年7月21日	・実施機関から諮問を受けた。
平成28年11月1日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成28年11月21日 (第251回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成28年12月19日 (第252回審査会)	・実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成29年1月11日 (第253回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成29年2月16日 (第254回審査会)	・事案の審議を行った。
平成29年3月15日 (第255回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

番号	公文書の名称・内容	公開すべき部分
文書 8	供覧文書（原状回復最終催告書等・平成 25 年 9 月 2 日）	全部（個人に関する情報を除く）
文書 9	指定管理者との協議に係る記録等（平成 25 年 6 月 25 日）	全部（個人に関する情報を除く）
文書 10	供覧文書（保管義務違反通知書・平成 25 年 5 月 31 日）	全部（個人に関する情報を除く）
文書 11	回議書（訴訟の提起について）	訴状案以外の部分（個人に関する情報を除く）

別表 2

請求	番号	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
請求 1、請求 2 (2)、請求 3 (2)、請求 4 (2)、請求 5 (2)、請求 6、請求 7、請求 8、請求 9、請求 10、請求 11、請求 12、請求 13、請求 14、請求 15 (2)	文書 1	復命書等（平成 27 年 1 月 22 日）	全部	1 号、6 号
	文書 2	復命書等（平成 26 年 10 月 8 日）	全部	1 号、6 号
	文書 3	復命書（平成 26 年 9 月 19 日）	全部	1 号、6 号
	文書 4	復命書等（平成 26 年 8 月 20 日）	全部	1 号、6 号
	文書 5	復命書（平成 26 年 7 月 31 日）	全部	1 号、6 号
	文書 6	復命書等（平成 26 年 7 月 2 日）	全部	1 号、6 号
	文書 7	復命書等（平成 26 年 6 月 17 日）	全部	1 号、6 号
	文書 8	供覧文書（原状回復最終催告書等・平成 25 年 9 月 2 日）	全部	1 号、6 号
	文書 9	指定管理者との協議に係る記録等（平成 25 年 6 月 25 日）	全部	1 号、6 号
	文書 10	供覧文書（保管義務違反通知書・平成 25 年 5 月 31 日）	全部	1 号、6 号
	文書 11	回議書（訴訟の提起について）	全部	1 号、6 号
請求 2 (1)、請求 3 (1)、請求 4 (1)、請求 5 (1)、請求 15 (1)	—	—	全部	不存在

※「非公開理由」欄：1 号 = 条例第 6 条第 1 号該当、6 号 = 条例第 6 条第 6 号該当